

袖ヶ浦市 青少年相談員だより

令和7年7月1日発行

第52号

発行 袖ヶ浦市青少年相談員
連絡協議会
編集 相談員だより編集委員会
事務局 袖ヶ浦市坂戸市場1-1
生涯学習課内
TEL 0438(62)3743
FAX 0438(63)9680

青少年相談員に期待するもの

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩



青少年相談員の皆様には、日頃より、地域の子どもたちの健やかな成長のために献身的なご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

この度、五十六名の皆様を第二十二期袖ヶ浦市青少年相談員として委嘱させていただきました。皆様が、地域の青少年たちと共に成長するために、新たな一歩を踏み出されることを大変心強く感じています。

現代社会は、情報技術の革新、グローバル化の進展、そして価値観の多様化など、目まぐるしく変化しています。子どもたちの生活環境も例外ではなく、SNSを通じたコミュニケーションが活発になる一方で、いじめ、ネット依存、不登校といった問題に加え、生成AIの普及により情報リテラシーの重要性や創造性の低下等の新たな課題も浮上しています。

子どもたちは、従来にはなかった様々な困難に直面しており、その悩みも複雑化、深刻化しています。

このような状況の中、青少年相談員の皆様には、「地域の子どもは地域で育てる」という変わらぬ理念のもと、青少年健全育成活動のリーダーとして、子どもたち一人ひとりの個性や才能を伸ばし、地域社会の一員として自立していくことができるよう、温かい眼差しで見守り、親身な相談相手として寄り添っていただきたいと願っています。

結びに、袖ヶ浦市青少年相談員連絡協議会のさらなる発展と、相談員の皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

就任にあたり

袖ヶ浦市青少年相談員連絡協議会 会長 葛田 圭亮



令和七年四月六日、千葉県知事及び袖ヶ浦市長より青少年相談員を受嘱し、

この度第二十二期袖ヶ浦市青少年相談員連絡協議会の会長を拝命いたしました。微力ではございますが

が、青少年の健全な育成と地域の皆様との連携強化に努めてまいりたいと存じます。

今日の社会は、青少年を取り巻く環境がますます複雑かつ多様化しており、大人として、また地域の一員として、どのように寄り添い、支援していくべきかが問われ

第二十二期 会長の任期を終えて

江澤 将範



第二十二期大変お世話になりました。縁あり同期での活動、同じ袖ヶ浦市に住みながらもこれまで繋がりの無かった人同士が知り合い共に活動することが仲間がたくさん出来たこと、そしてその仲間と様々な経験ができたこと、これは本当にかけがえのない財産となりました。

様々な経験の中でも仲間の支えのおかげで今日があります。そして、活動に際し、皆それぞれ仕事や家庭、地域での役等、いろいろな事情のある中で、貴重な時間を割き携わっていただけたおかげで皆さんのイベントや活動ができました。改めて感謝しありがとうございます。

楽しみながら真剣に取り組む人が多いのがこの青少年相談員の素晴らしいところ。最高で最善なメンバーで

そして事務局として私たちの活動を支えてくださった生涯学習課の皆さん、交流センターの皆さん、無茶なお願いをする事もありましたが、ご尽力くださりありがとうございました。また、青少年相談員活動に関わってくださった皆様が、参加してくれた子どもたちと地域の皆様方、本当にありがとうございます。

第二十二期の皆さん、自由な発想で新しい青少年相談員の形を作ること恐れず、次代に則した事業を推進して進めていってください。

地域で子どもたちと目線を合わせて話せる大人として、同期の仲間たちと協力をあし、地域の皆さんと連携を図り、参加する皆が笑顔になるような取り組みを期待します。

結びに、青少年健全育成活動に関わる皆様方のご健勝とご多幸を、そして袖ヶ浦市の子どもたちの未来がもっともつと幸せでありますことをご祈念申し上げます。今後、挨拶に代えさせていただきます。

三年間、本当にありがとうございました。

令和7年度の主な事業

七月 青少年相談員だより 第五十二号発行
八月 夏季愛のバトロール SODEGAURA
十月 子どもスポーツフェスタ2025(仮)
十一月 公民館まつり協力
十二月 冬季愛のバトロール
地域のつどい君津地区大会
二十歳を祝う会協力
第三十回ふれあいフェスティバル
青少年相談員だより 第五十三号発行

活動方針

青少年は、明るく住みやすい明日の郷土の担い手であります。その個性や能力を遺憾なく発揮し、心身ともに健やかでたくましく成長し、自立していくことは市民すべての願いです。

私たち青少年相談員は、青少年健全育成の担い手として、青少年とのふれあいの中で愛情と熱意をもって次の重点目標を達成し、青少年健全育成の先導役として積極的な行動を行います。

重点目標

1. 各地区における青少年育成関係団体との連携と協調に基づく育成活動を展開する。
2. 地域ぐるみの健全育成を図るため、市民に対する啓発活動を推進する。
3. 明るい社会環境づくり活動を推進する。
4. 青少年健全育成活動に資するため研修会を実施する。

第22期青少年相談員 委嘱状交付式



千葉県知事表彰
江崎 智美 丸 博文
高橋 秀樹
千葉県知事感謝状
萩野 晃司 杉山 将生
須澤 宏之 川口 隆一
中村 裕 根本 典子
千葉県環境生活部長感謝状
内藤 育代 小野 景子
對馬 宗久 佐伯 洋輔
山形 文允 二見 博教
早田 光 菅谷 高敏
緒方 悠生 佐藤 智則
黒川 充
袖ヶ浦市長感謝状
退任者 三十六名

Instagram 公開中です！

袖ヶ浦市青少年相談員連絡協議会のInstagramを公開中です！
イベント情報や活動内容を発信するので、フォローお願いします！！



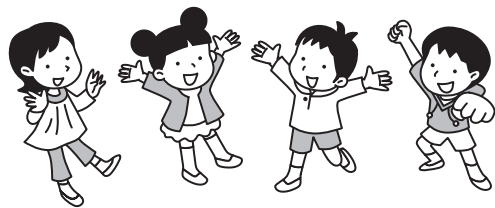
編集後記

私たち第二十二期青少年相談員は、新たに二十八名の相談員を迎え、葛田会長以下五十六名が委嘱を受け、令和七年度の活動をスタートしました。

昨今の社会情勢の変化により、今の子どもたちは、私たちが幼い頃に比べ、様々な課題・問題・困難に直面しています。このような状況下であつても私たちが変わらぬ理念の下に青少年健全育成をリードして、子どもたちに寄り添い、支援していく所存でございます。

これから令和九年度までの三年間、連絡協議会や各支部での活動等の取り組みを通して、子どもたちの成長の架け橋となるよう、また、地域の皆様のご支援、ご協力を糧として相談員一同邁進してまいりますので、宜しくお願い申し上げます。

編集委員長 早川 智
編集委員 大森 修二
吉田 寛
中山 賢
大槻 良栄
内海 直美



山本 香織
長浦駅前自治連合会



伊東 正恵
長浦駅前自治連合会



吉田 寛
長浦駅前自治連合会



板倉 大輔
下新田



中山 賢
飯富、市宮飯富団地



鈴木 まゆ
飯富、市宮飯富団地



花澤 康司
(代議員)
のぞみ野、勝



尾高 弘忠
(支部長)
三ツ作

根形支部



田中 佳洋
(代議員)
川原井、林、明光台



難波 誠
(支部長)
野里、花房平、永吉



平岡支部



秋葉 治
のぞみ野、勝



渡邊 清晴
大曾根、野田



高山 智一
三箇、三箇引地



井口 忠志
高谷、大山田



大槻 良栄
永地、下泉



星野 隼人
岩井



武山 俊太
上泉、滝ケ沢、もみの木台



切替 宣充
上泉、滝ケ沢、もみの木台



積田 真平
山中、大島居



内海 直美
成蔵、野添、三谷



坪田 勇人
小路第1・2、小路団地

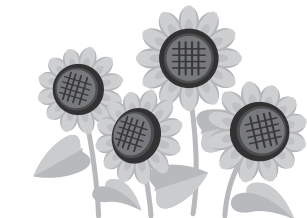


高木 俊幸
(代議員)
成蔵、野添、三谷



伊藤 和也
(支部長)
百目木

中川・富岡支部



佐久間 信
吉野田、滝の口、玉野、岩井作、
滝の口ファミリータウン、
上宮田、下宮田



吉田 康久
吉野田、滝の口、玉野、岩井作、
滝の口ファミリータウン、
上宮田、下宮田



眞藤 典幸
下根岸、阿部、堂谷、大竹、
打越、打越団地



信田 陽平
下根岸、阿部、堂谷、大竹、
打越、打越団地



本多 清人
(副会長)
代宿



早川 智
(副会長)
福王台、富士見台、牧団地、
神納まきば台



葛田 圭亮
(会長)
上宿

役員



昭和支部



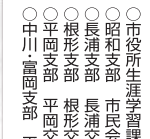
江澤 将範
(顧問)
鹿島



高野 圭介
(副会長)
野里、花房平、永吉



渡邊 祐介
(副会長)
のぞみ野、勝



市役所生涯学習課
六二一三七四三(直通)
○昭和支部 市民会館(昭和交流センター)
六二一三三三
○長浦支部 長浦交流センター(長浦公民館)
六二一五七三
○根形支部 根形交流センター(根形公民館)
六二一六六六
○平岡支部 平岡交流センター(平岡公民館)
七五二六六七
○中川・富岡支部 平川交流センター(平川公民館)
七五二七三三

第二十二期袖ヶ浦市青少年相談員名簿
任期 令和七年四月一日から
青少年相談員は、青少年の良き相談相手として、ふれあいフェスティバルなどを実施しています。また、青少年に対する助言指導活動も行っています。担当地区青少年相談員を紹介しますので、市事務局までお問い合わせください。



内藤 恵子
坂戸市場、初崎、アクア



桐谷 真行
坂戸市場、初崎、アクア



粕谷 雄太
高須、袖ヶ浦シーハイツ



加藤 宏明
(代議員)
高須、袖ヶ浦シーハイツ



鈴木 秀一
(代議員)
奈良輪、奈良輪小学校前



時田 誠
(昭和支部長)
奈良輪、奈良輪小学校前



播磨 太樹
橘、橘西、橘西萩原公園前、フ
レストヴィレッジ、寒沢南



大河原 務
福王台、富士見台、牧場団地、
神納まきば台



米谷 英徳
福王台、富士見台、牧場団地、
神納まきば台



大森 修二
神納東



石井 功二
神納1、向谷下



横濱 まどか
神納1、向谷下



矢野 亮平
蔵波、勝下、今井東、スカイ
ヒルズ、長浦駅前市営住宅、
橘東、外野



木幡 行恵
蔵波、勝下、今井東、スカイ
ヒルズ、長浦駅前市営住宅、
橘東、外野



小方 雄一
(代議員)
代宿



田所 邦彦
(代議員)
長浦駅前自治連合会



鈴木 昭雄
(支部長)
長浦駅前自治連合会



長浦支部



渡邊 美由紀
長浦駅前自治連合会



中村 純
蔵波台、
ラミアル千葉袖ヶ浦



増渕 聡子
浜宿団地



山下 直幸
久保田、久保田ベイヒルズ、
久保田パークサイド



山口 浩伸
蔵波台、
ラミアル千葉袖ヶ浦



並木 茂幸
蔵波、勝下、今井東、スカイ
ヒルズ、長浦駅前市営住宅、
橘東、外野



10月11日（土）開催

第4回そでがうらまつり～アレワイサノサ～

踊り参加者・出店者を募集します。皆様からのご応募お待ちしております！

募集内容

- ・「袖ヶ浦音頭」「袖ヶ浦音頭Ⅱ」踊り連
- ・ステージパフォーマンス
- ・飲食出店
- ・体験ブース
- ・企業PRブース

今年は踊りが
2部制に！

- ☒ 申込方法 裏面（チラシ）の二次元コードを読み取り電子フォームで申込、または市役所などで配布している申込用紙の提出
- ☒ 申込期限 7月31日（木）まで（踊り連は8月29日（金）まで）

今日出会ったばかりの誰かが、笑顔を返してくれる。
“アレワイサノサ”の掛け声で、心がひとつになる。
「このまち、なんかいいな。」

つどい、つながる、そでがうら。

第4回



2025.10.11 SAT



そでがうらまつり応援団
Instagram



アレワイサノサ

※雨天、荒天時は翌日10月12日(日)に順延します。



主催:そでがうらまつり実行委員会

後援:(一社)袖ヶ浦市観光協会、袖ヶ浦市商工会、袖ヶ浦市工場連絡会
協力:株式会社シミズオクト

“ゴミは思い出と一緒に持ち帰りください”
製作:そでがうらまつり応援団

問 所でがうらまつり実行委員会事務局
(袖ヶ浦市環境経済部商工観光課内)
TEL: 0438-62-3465
Email: sode19@city.sodegaura.chiba.jp

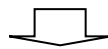
回 覧

～木造住宅無料耐震相談会のご案内～

うちの家は大丈夫……？ 我が家の耐震相談会！！

「うちの自宅は、大きな地震がきても大丈夫なの？」

「耐震って言葉はよく聞くけど、具体的にどうすればいいかわからないし、
費用ってどれくらい必要なの？」
というような悩みを抱えている方……



まずはご自宅の状況を「知る」ことから始めてみませんか？

市では、ご自宅の耐震性に関する疑問や不安を解消するため、無料の耐震相談会を実施しております。

相談会では図面をもとに、耐震診断士による簡易な診断をお受けいただくほか、「耐震」についての基礎知識や補強方法について説明を行っております。ご参加いただいた方からは「自宅の状況や耐震について理解することで地震への不安が和らいだ」という声を聴かせていただいています。

今後の地震に備えるため、現在のご自宅の状態を知ることは大切なことです。是非お気軽にご参加ください。

【耐震相談会の日程（事前にお電話にてお申込みください）】

期 日	時 間	場 所	申 込 期 限
7月23日(水)	10時～16時	市役所中庁舎 4 階会議室 4-1	7月16日(水)
8月21日(木)	10時～16時	市役所中庁舎 7 階会議室 7-1	8月14日(木)
9月25日(木)	10時～16時	市役所北庁舎 5 階会議室 5-1	9月18日(木)

※耐震相談会は毎月 1 回程度、定期的に開催しております。以降の開催予定は広報そでがうら及びホームページをご覧ください

対 象	平成 12 年以前に建てられた木造在来軸組工法の戸建て住宅を所有し、かつ居住している方、または同居されている方
参 加 費	無 料
持 ち 物	ご自宅の図面（無い場合はご相談ください。）
時 間	1 件あたり 60 分程度
申 込 期 間	開催期日の月初から申込期限まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）
申 込 み 先	袖ヶ浦市役所 都市整備課 住宅班 TEL:0438-62-3645



■耐震精密診断助成について■

無料耐震相談会での診断結果を受け、より詳細な診断をご希望の際は精密診断の費用補助を受けることができます。市より認定を受けた診断士により現地調査を行い、詳細な診断判定と自宅の補強方法を知ることができます。

(診断料8万円うち、補助額7万5千円、自己負担額5千円)

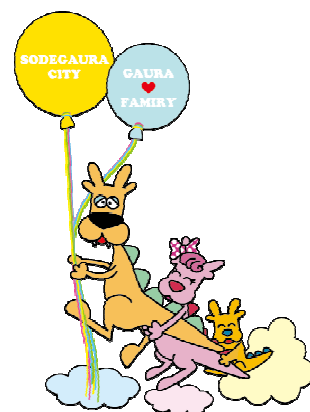
■耐震改修に係る補助制度■

市の精密診断で倒壊の危険性があると判定された住宅について、市の登録事業者による耐震改修工事により耐震性能が確保された場合、工事費用の一部補助を実施しております。

〈対象〉 以下の全てを満たす住宅

- ・平成12年5月31日以前の基準で建てられた2階建て以下の木造在来軸組工法の戸建て住宅（申請者は住宅を所有し、かつ居住していることが必要となります。）
- ・市の耐震精密診断において補強の必要性が認められた住宅

補助金一覧		補助率	限度額
耐震設計監理		1/2	10万円
耐震工事	64歳以下の方	1/3	40万円
	65歳以上など※	2/3	50万円
リフォーム工事		1/10	20万円
合計	64歳以下の方		70万円
	65歳以上など		80万円



※65歳以上の方または身体障害者福祉法による身体障害者手帳1級もしくは2級の方

◆設計者および工事業者は市に登録を行った者に限ります。

【費用例】 耐震改修工事費150万円（設計費20万円込、リフォーム無し）の場合

① 64歳以下の場合

実負担額＝工事費150万円－10万円（設計補助）－40万円（工事補助）＝100万円

② 65歳以上の場合

実負担額＝工事費150万円－10万円（設計補助）－50万円（工事補助）＝90万円

〈参考〉R4年度～R6年度の工事費（設計費込、リフォーム無し）の平均は約140万円

◆リフォーム工事の補助金は耐震改修工事と同時に行われるもののみが対象となります。

◆補助金は予算が無くなり次第、申請を締め切ります。

木造住宅耐震相談会 耐震精密診断助成について 耐震改修に係る補助制度



ぜひご参加ください



「家族介護教室」



高齢者を介護しているご家族やこれから高齢者の介護をされる方など、介護についての情報交換やリフレッシュの場として、様々なテーマで家族介護教室を開催します。

日 時

8月20日（水）
14：00～15：30

内 容

薬×マイナンバー×在宅ケア
～知って安心 これからの暮らしを守る話～

会 場

平岡交流センター（平岡公民館）
研修室

申込先

袖ヶ浦市平川地区地域包括支援センター
40-5994

※実施会場につきましては、変更となる場合があります。お申し込みの際にご確認ください。

申込期限 8月19日（火）
定 員 20名
参加費 無料

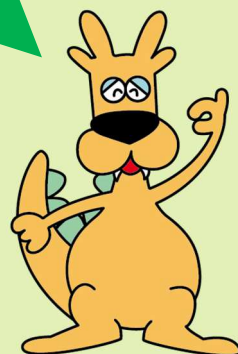
気軽に参加し
てほしいガウ

ご不明な点等ございましたら、

袖ヶ浦市役所高齢者支援課地域包括支援センターまでご連絡ください。

電話 0438-62-3225 受付時間 平日8：30～17：15

今後も実施予定です。順次お知らせしていきます。
ホームページもご覧ください！



「はればれ運転」 でいこう!

はればれ運転とは、「危険を避けるため、運転する時と場所を選択し、運転能力が発揮できるよう心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転方法を採用すること」をいいます。
※「はればれ運転」は、千葉県独自の名称となります。

具体例

① 視界が悪い
雨の日の運転は
控える。



② 体調が悪いときは
運転を控えて
タクシーなどを
利用する。



③ 長距離運転は
やめて、近所の
運転に努める。



④ 夜など
暗い時期は、
運転を控える。



特定小型原動機付自転車等を利用する際は、 交通ルールを正しく理解しましょう。

特定小型原動機付自転車を利用する際は、交通ルールを正しく理解し、順守しましょう。



主な交通ルール

- 16歳未満の者の運転は禁止
- 飲酒運転の禁止
- 原則として車道の左側を通行
- 標識（ナンバープレート）の取付け
- 自賠責保険（共済）への加入 など

詳しい交通ルールについては [こちら](#) →
警察庁ウェブサイト



ペダル付き電動バイク

- ペダル及びモーターを扱える車両のうち、
○スロットルが備えられており、モーターのみで
走行させることができるもの
○駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト
自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの
は、自転車ではなく、一般原動機付自転車
又は自動車です!



◎交通事故の相談

千葉県交通事故相談所

検索

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。

臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町村の巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。

なお、くらし安全推進課ホームページでも巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

問い合わせ先

- 本所……………県庁本庁舎2階 TEL 043-223-2264
- 東葛飾支所……………東葛飾合同庁舎4階 TEL 047-368-8000
- 安房支所……………安房合同庁舎1階 TEL 0470-22-7132

◎千葉県交通安全教育推進員の派遣

千葉県交通安全教育推進員

検索

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。（講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。）

◎交通安全ビデオの貸出

千葉県交通安全ライブラリー

検索

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全ビデオ（DVD・VHS）の貸出を行っています。

ビデオ一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

- 千葉県環境生活部 くらし安全推進課 交通安全対策室 TEL 043-223-2263



思いやり交通千葉

県内の交通事故	
発生件数	4,036件 (+73件)
死者数	44人 (-3人)
負傷者数	4,761人 (+76人)
死者全国ワースト3位 令和7年4月末時点 (前年比)	

4月末現在の確定値です。最新の件数については、千葉県警ホームページにて公表しています。

第193号

発行：千葉県環境生活部くらし安全推進課

電話 043 (223) 2263

FAX 043 (221) 2969

夏の交通安全運動

令和7年7月10日(木)～19日(土)

ヘルメット
かぶるあなたは
かっこいい

千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

千葉県警シンボルマスコット
シーボック

令和7年 夏の交通安全運動が始まります

実施期間 令和7年7月10日(木)から7月19日(土)までの10日間
スローガン ヘルメット かぶるあなたは かっこいい

運動の
重点目標

① 自転車ヘルメット着用
と交通ルール遵守



② 飲酒運転の根絶
～飲酒運転ゼロを目指して～



③ 歩行者の安全確保と
安全運転の励行



自転車乗車時はヘルメットの着用を!

改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。

令和6年における全国での自転車乗車時ヘルメット着用率は17.0%のところ、千葉県は6.5%で、**全国ワースト2位**となっています。

自転車乗用中の交通事故で亡くなった方のうち、約5割が頭部に致命傷を負っています(図1参照)。

また、ヘルメットの着用状況による致死率(注)は、着用している場合と比較して、着用していない場合が約1.7倍と高くなっています(図2参照)。

自転車を利用する際は、ヘルメットを着用して、頭部を守りましょう。

ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。

(図1、図2 引元:警察庁HP)



図1 自転車乗用中死者の人身損傷主部位(致命傷の部位)
(令和2年～令和6年合計)

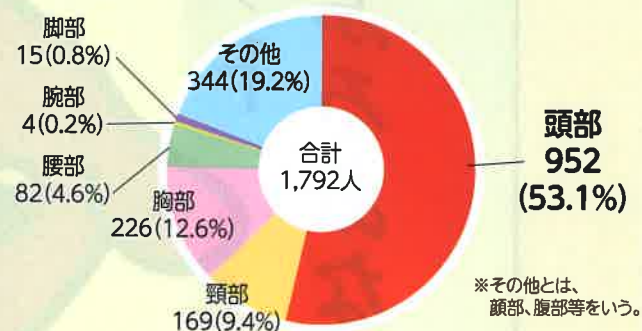


図2 ヘルメット着用有無別人身損傷主部位「頭部」
構成率比較(令和2年～6年合計)



(注)自転車乗用中の死者・重傷者における人身損傷主部位が「頭部」であったものの構成率を比較

自転車運転中のながらスマホ・酒気帯び運転は

罰則の対象となります!

令和6年11月1日の道路交通法の改正により、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

○運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。



○酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。



飲酒運転は絶対しない・させない・許さない!

飲酒したら絶対に車両等を運転してはいけません!

飲酒運転は、人の命を奪う事故につながる危険で悪質な犯罪です。

飲酒時には、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になります。

「気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする」「車間距離の判断を誤る」「危険の察知が遅れたり、危険を察知してからブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる」など、飲酒運転は交通事故に結びつく危険性を高めます。

千葉県では、積極的に街頭啓発や飲食店などを通じて、県民に飲酒運転根絶を訴えています。

千葉県飲酒運転根絶計画

「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」に基づき、県、県警、市町村及び関係団体により構成される千葉県飲酒運転根絶協議会において、令和6年度から令和10年度を計画期間とする「千葉県飲酒運転根絶計画」を策定しました。

飲酒運転ゼロを目指して

「飲酒運転を絶対に根絶する」という強い意志を持ち、また、相互に連携して「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という県民意識の定着を図るため、飲酒運転の根絶に関する教育や知識の普及、啓発活動を推進します。

飲酒運転根絶宣言事業所・店を募集しています!

千葉県では、飲酒運転の根絶を宣言した事業所と飲食店の登録を行っています。飲酒運転の根絶のためには、周りの方からの声掛けも重要です。飲酒運転ゼロを目指し、登録してみませんか?

登録後、県が右記のことを行います。

詳しくは、
千葉県HPを
ご確認ください▶



- ・登録証の交付
- ・啓発物資の配布
- ・事業所名又は飲食店名及び所在地(市町村名のみ)を千葉県のホームページに掲載(ただし、同意が得られた場合に限り)

ゼブラストップで事故ストップ! ～横断歩道は歩行者優先～



信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査(2024年JAF調査結果)千葉県46.8%(全国第30位)



車の運転者の方へ

・ダイヤモンドは、その先に信号機のない横断歩道等があることを知らせる道路標示です。
→減速して安全確認しましょう。

・歩行者より先に通過できそうでも止まりましょう。
→歩行者の横断が優先です。
※歩行者の直後を通過する行為も危険なのでやめましょう。
※横断歩道のない交差点でも歩行者の横断を妨げてはなりません。

歩行者の方へ



横断歩道が近くにある道路を横断するときは、横断歩道を渡らなければなりません。少し遠回りでも安全が大事です。



「渡るアピール」と「安全確認」をしましょう。
手を上げるほか、手で合図したり、車の運転者と目を合わせるなど、お互いのコミュニケーションが大切です。

「横断歩行者等妨害等」は交通違反です。

反則金9,000円(普通車の場合)・違反点数2点

★横断しようとする歩行者等がいなかったことが明らかの場合を除き、横断歩道直前で安全に停止できる速度で進まなければなりません。
★横断歩道を横断し又は横断しようとする歩行者等がいるときは、横断歩道直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければなりません。

令和7年度 千葉県市町村 交通災害共済

8月は一斉加入月間、家族そろってご加入を!!
加入申込みはお住まいの市役所・町村役場へ

8月中のお申込みであれば…

年会費 **700円**

(加入月により会費は異なります。)

見舞金

150万円

(最高)

令和7年8月31日までに
加入申込みした場合の共済期間

令和7年9月1日から
令和8年8月31日まで

(中途加入の場合の共済期間は、加入申込みを
した日の翌日から令和8年8月31日まで)



安全・安心を願って…

※本共済は、自転車損害賠償保険ではありません。



市役所・町村役場／千葉県市町村総合事務組合

加入できる方

- ① 加入申込みをする市町村の住民基本台帳に記載されている方
- ② ①の住民に扶養されている方で、加入申込みをする市町村以外に住んでいる方
(例えば、「東京に下宿している学生」等)
- ③ 市町村の職員及び職員と同居の親族

※ 学校等单位で加入する団体会員との重複加入にお気をつけください。

年会費 700円

加入申込日の翌日の属する月		会費の額
令和7年	9月	700円
	10月	600円
	11月	600円
	12月	500円
令和8年	1月	500円
	2月	400円
	3月	300円
	4月	300円
	5月	200円
	6月	200円
	7月	100円
	8月	100円

共済期間と会費

令和7年8月31日までに加入申込みした場合

◆令和7年9月1日から令和8年8月31日まで

(中途加入の場合、加入申込みをした日の翌日から令和8年8月31日まで)

●会費については、加入月により異なりますので、右上の表をご参照ください。

① 千葉県市町村交通災害共済加入申込書(兼会員台帳)
(市町村保管)

番号 (窓口) ※ (受付番号)

⑦

「申込書記入例」

フリガナ 世帯主 コウツウ 太郎	(氏名) 交通 太郎	(住所) 安全 市 安心 123番地 45 町 村			
会員氏名	生年月日	指定受取人	会員氏名	生年月日	指定受取人
フリガナ ① コウツウ 太郎	大 昭 平 令 ・ ・	交通花子	フリガナ ④ コウツウ 三郎	大 昭 平 令 22・4・2	交通太郎
フリガナ ② コウツウ 花子	大 昭 平 令 ・ ・	交通太郎	フリガナ ⑤	大 昭 平 令 ・ ・	
フリガナ ③ コウツウ 次子	大 昭 平 令 ・ ・	交通太郎	フリガナ ⑥	大 昭 平 令 ・ ・	
共 済 会 費 (1人700円)		4 人	2,800 円	受 付	※ (会費領収印)

[注意事項]

1. 生年月日は、中学生以下(平成22年4月2日以後生まれ)の方は必ず記入してください。
2. ※印欄は記入しないでください。
3. 指定受取人の住所が異なる場合は、余白に住所を記入してください。
4. 指定受取人を指定しなかった場合又は会員に指定された受取人が死亡している場合は、下記の順位により、受取人が決定されます。

1. 配偶者	2. 会員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹	3. 会員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族	4. 左記以外の子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
--------	--	-----------------------------------	-------------------------

注意

交通事故にあったら、 必ず警察署に事故の届出をしましょう。

交通事故にあったら、ただちに警察署に届け出て、後日自動車安全運転センターで交通事故証明書を発行してもらえるようにしてください。(自転車の単独事故の場合も同様です。)

被災した会員本人の名前が載っている交通事故証明書が得られない場合は、原則として見舞金の支給は受けられませんので、十分ご注意ください!!

対象となる交通事故とは (日本国内の事故のみ対象)

- ①車両(自動車、オートバイ、自転車など)の交通事故による事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書(原則として人身事故扱いとされたもの)が発行されたもの
- ②電車等の運行による事故で、警察署が証明したものの又は駅長等現場の責任を有する者の事故の事実を証明したもの
- ③車両の交通による事故(①の場合を除く)で、自賠責保険が支払われたもの又は救急車等の搬送証明書が得られるもの(見舞金の最高限度額3万円)

見舞金が支払われないもの

- ①会員の無免許運転、酒気帯び運転
- ②会員又は見舞金受取人の交通事故以外の犯罪行為
- ③会員の故意又は重大な過失
- ④地震、津波、噴火、内乱その他の異変
- ⑤再発、後遺症
- ⑥その他、ベビーカーや一輪車の単独事故など、上記に掲げる「対象となる交通事故」に該当しない事故

見舞金の請求について

死亡(交通事故による即死及び交通事故による傷害を原因として交通事故にあった日から1年以内に死亡したもの)の場合は速やかに、傷害の場合は※治ってから(症状が固定した場合を含む。)請求してください。※症状固定後の後遺症の治療(形成術の施術等含む。)は対象となりません。

ただし、次の場合は治る前でも、請求できます。

- ①交通事故の日から3か月を経過しても、その傷害が治らない場合
- ②生活保護法による保護を受けている場合

なお、交通事故により死亡した日、又は傷害が治った日(症状が固定した日)から2年を経過すると請求ができません。

見舞金を請求するときは

見舞金の請求は、加入申込みをした市役所・町村役場の交通災害共済担当の窓口で行うこととなります。

その際、交通事故証明書や診断書など、発行に費用がかかる書類が必要となりますので、必要書類を揃える前に、まずは窓口にご相談してください。

下の表の書類を市役所・町村役場の交通災害共済担当の窓口提出してください。

見舞金の種別	傷害	死亡	身障	交通遺児
必要な書類				
会員証(集団会員は不要)	○	○	○	○
交通事故証明書等※	○	○	○	○
診断書(交通災害共済用)※	○			
死亡診断書又は死体検案書		○		○
身体障害者手帳の写し			○	
身体障害者診断書の写し			○	
戸籍謄本				○
印鑑	○	○	○	○

※交通事故証明書や診断書は、原本を持参してください。
なお、その他の書類が必要となる場合もあります。



交通事故証明書等とは

①自動車などによる死傷事故の場合

会員の名前が載っている自動車安全運転センターの発行した人身事故扱いの交通事故証明書(会員の名前が載っていても物件事故扱いのものについては、この他に自賠責保険(自動車損害賠償保障法に基づく保険又は共済、いわゆる強制保険)の支払証明書又は救急車等の搬送証明書などが必要になります。)

②電車などによる死傷事故の場合

警察署の証明する書類又は駅長等現場の責任を有する者の事故の事実を証明する書類

③自動車などの事故で会員の名前が載っている交通事故証明書が得られない場合、(物件事故扱いの事故で同乗者の場合等)

自賠責保険の支払証明書又は救急車等の搬送証明書(見舞金の最高限度額3万円)

診断書(交通災害共済用)とは

①医師又は歯科医師の発行する交通災害共済用診断書

(用紙は市役所、町村役場などの窓口にあります。)

②柔道整復師(ほねつぎ、接骨)の発行する施術証明書

(用紙は上記診断書用紙を修正してご使用ください。)

この場合、骨折又は脱きゅうに限りあらかじめ、**医師の同意書**(用紙は市役所、町村役場などの窓口にあります。)が必要になります。ただし、施術実日数が16日未満の応急手当の場合は、医師の同意書は必要ありません。

転居した場合について

共済加入後に加入申込みをした市町村以外に転居した場合でも、加入申込みをした市町村窓口で見舞金の請求をすることができます。この場合には、転居先の住民票の抄本等が必要になります。(転居後も共済期間中は、加入申込みをした市町村でのお取り扱いになります。)

共 済 見 舞 金

●死 亡 = 150万円

●傷 害 = 2万円~50万円 (下表参照)

●身体障害 = 傷害見舞金のほかに50万円
(1級又は2級)

●交通遺児 = 交通遺児1人につき10万円

傷 害 見 舞 金 等 級 表

傷害を受けた際の治療のための入院・通院した日数に応じた下表の額となります。

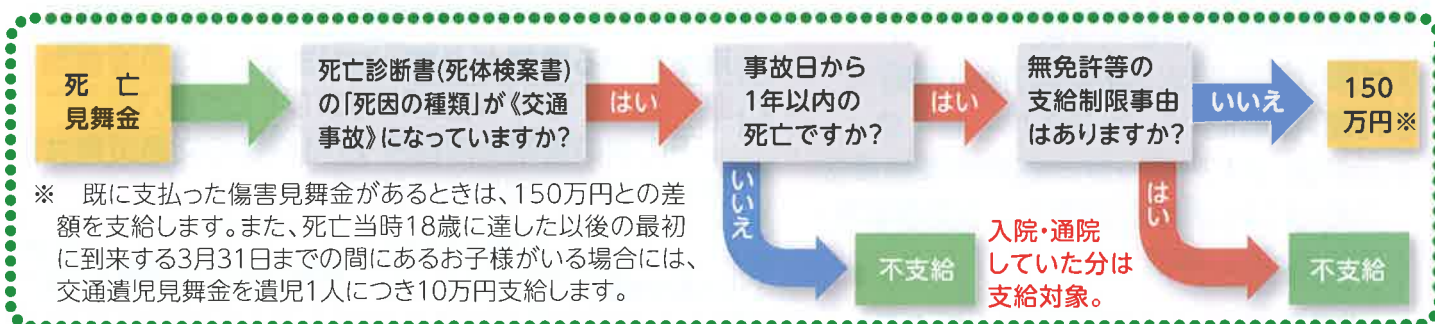
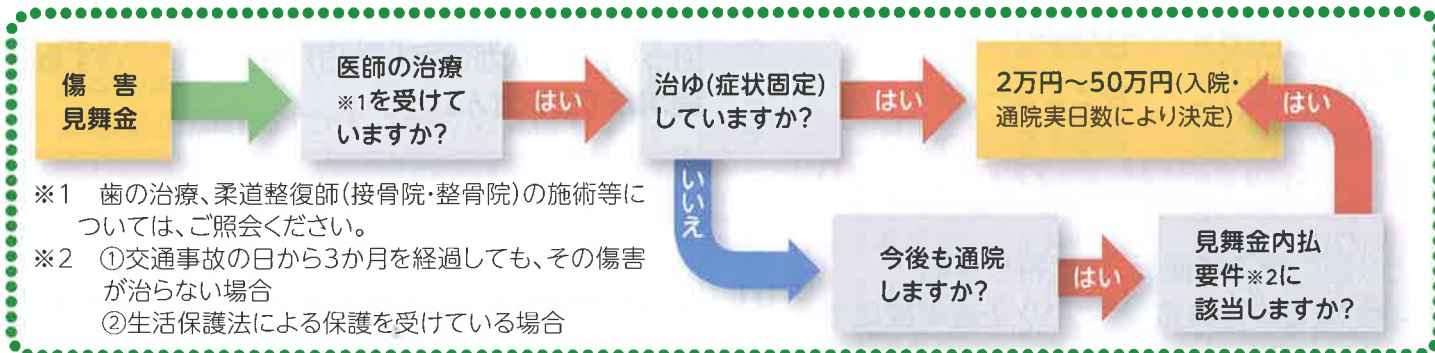
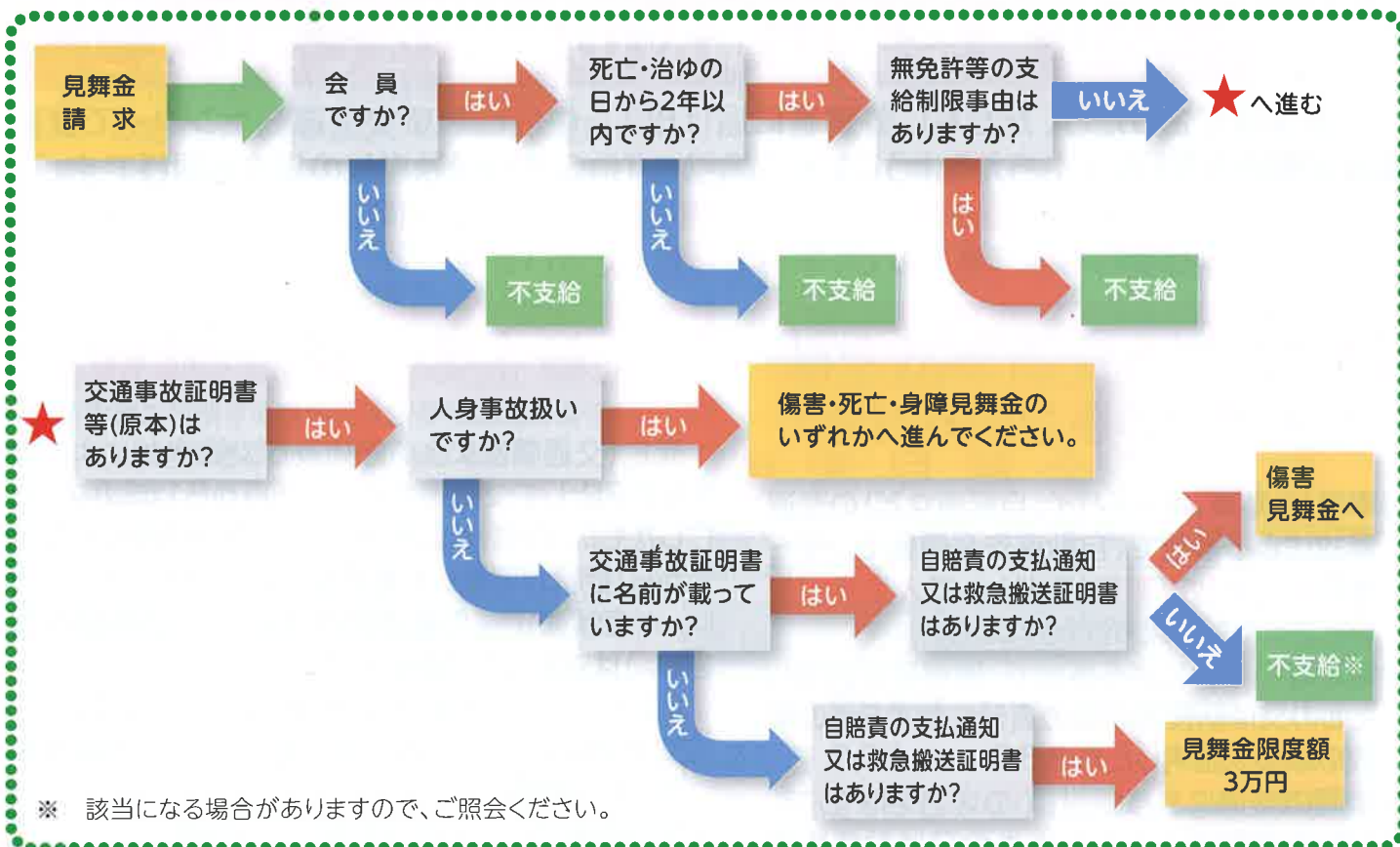
等級	入院の日数及び実際に通院して治療した日数(再発・後遺症は含まれません)	金 額
1	286日 ~	500,000円
2	271日 ~285日	475,000円
3	256日 ~270日	450,000円
4	241日 ~255日	425,000円
5	226日 ~240日	400,000円
6	211日 ~225日	375,000円
7	196日 ~210日	350,000円
8	181日 ~195日	325,000円
9	166日 ~180日	300,000円
10	151日 ~165日	275,000円
11	136日 ~150日	250,000円
12	121日 ~135日	225,000円
13	106日 ~120日	200,000円
14	91日 ~105日	175,000円
15	76日 ~ 90日	150,000円
16	61日 ~ 75日	125,000円
17	46日 ~ 60日	100,000円
18	31日 ~ 45日	75,000円
19	16日 ~ 30日	50,000円
20	6日 ~ 15日	30,000円
21	1日 ~ 5日	20,000円

交通事故にあったら、必ず警察署に事故の届出をしましょう!!
その際は、“**人身事故扱い**”の手続きをしてください。



交通災害共済見舞金支給決定フロー

詳しくは市町村へ
ご照会ください。



令和6年度共済事業関係 (令和7年3月31日現在)

加 入 者 数	126,603人 (このうち一般会員は 28,338人)
会 費 収 入	54,009,600円
見 舞 金 支 払 件 数	229件 (死亡 3件、傷害 225件、身障 1件、遺児 0件)
見 舞 金 支 払 金 額	26,185,000円

市町村お問合せ先一覧

市町村名	交通災害共済担当課	問合せ先
木更津市	地域共生推進課 暮らし安心係	0438 (23) 7492
茂原市	生活課 生活安全係	0475 (20) 1505
成田市	交通防犯課 交通対策係	0476 (20) 1527
東金市	消防防災課 消防安全係	0475 (50) 1119
旭市	市民生活課 市民生活支援班	0479 (62) 5396
勝浦市	消防防災課 消防防災係	0470 (73) 6640
流山市	道路管理課 交通安全対策係	04 (7150) 6093
我孫子市	交通政策課 交通政策係	04 (7185) 1369
鴨川市	危機管理課 消防生活安全係	04 (7093) 7833
鎌ヶ谷市	道路河川管理課 交通安全・道路河川維持係	047 (445) 1457
君津市	市民生活課 交通防犯係	0439 (56) 1225
富津市	市民課 市民活動推進係	0439 (80) 1252
四街道市	暮らし安全交通課 暮らし安全係	043 (421) 6107
袖ヶ浦市	防災安全課 交通防犯班	0438 (62) 3106
八街市	道路河川課 道路交通係	043 (443) 1420
印西市	市民活動推進課 市民安全係	0476 (33) 4435
白井市	市民活動支援課 市民安全班	047 (401) 4081
富里市	市民活動推進課 市民安全班	0476 (93) 1117
南房総市	市民課 市民協働グループ	0470 (33) 1005
匝瑳市	環境生活課 市民協働班	0479 (73) 0088
香取市	環境安全課 生活安全班	0478 (50) 1248
山武市	市民自治支援課 生活安全係	0475 (80) 1271
いすみ市	総務課 総務班	0470 (62) 1111
大網白里市	安全対策課 生活安全班	0475 (70) 0387
酒々井町	暮らし安全協働課 危機管理室	043 (496) 1171
栄町	暮らし安全課 安全協働推進班	0476 (33) 7710
神崎町	総務課 庶務係	0478 (72) 2111
多古町	総務課 交通防災係	0479 (76) 2611
東庄町	総務課 庶務係	0478 (86) 6082
九十九里町	総務課 生活安全係	0475 (70) 3107
芝山町	総務課 自治振興係	0479 (77) 3903
横芝光町	環境防災課 防災班	0479 (84) 1216
一宮町	総務課 防災行政係	0475 (42) 2112
睦沢町	総務課 庶務秘書班	0475 (44) 2500
長生村	総務課 庶務係	0475 (32) 2111
白子町	総務課 庶務係	0475 (33) 2110
長柄町	総務課 庶務秘書係	0475 (35) 2111
長南町	総務課 自治振興係	0475 (46) 2111
大多喜町	総務課 総務係	0470 (82) 2111
御宿町	総務課 防災総合対策班	0470 (68) 2511
鋸南町	総務企画課 総務管理室	0470 (55) 4801

回 覧

袖 防 第 6 5 3 号
令 和 7 年 7 月 9 日

各 位

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩
(公印省略)

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）全国一斉情報伝達試験の 実施について（お知らせ）

盛夏の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また日頃より、市政全般にわたりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国では地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、下記のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を用いた試験で、本市以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達試験が行われます。

つきましては、下記の情報伝達試験日に市内の防災行政無線スピーカーから試験放送が流れますので、ご周知を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 1 実施日時 令和7年8月20日（水） 午前11時
令和7年9月10日（水） （予備日）
- 2 訓練の流れについて
10時50分に防災行政無線、生活安全メールにて、Ｊアラート試験放送についての事前お知らせを放送します。

11時00分 防災行政無線からＪアラートの試験放送が流れます。

(詳細につきましては【裏面】をご参照ください)

問合せ先

袖ヶ浦市役所 総務部 防災安全課危機管理班
電話 0438 - 62 - 2119

防災行政無線などを用いた情報伝達試験の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。
この試験は、全国瞬時警報システム(Jアラート)(※)を用いた試験で、袖ヶ浦市以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達試験が行われます。

(1) 試験実施日時

令和7年8月20日(水) 午前11時00分ころ

予定された日程で実施できなかった場合は、9月10日(水)となります。

(2) 試験内容

情報伝達手段	放送内容
防災行政無線 及び戸別受信機	市内に設置してある防災行政無線から、一斉に、 次のように放送されます。 【放送内容】 上りチャイム音 ＋「これは、Jアラートのテストです。」×3回 ＋「こちらは、ぼうさいそでがうらです。」 ＋ 下りチャイム音

(※) Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

【お問い合わせ】

袖ヶ浦市総務部防災安全課危機管理班

電話 0438-62-2119

